

平成 29 年度  
第 1 回  
和歌山県森林審議会 森林保全部会  
議事録

日時：平成 29 年 6 月 14 日（水）15：00～16：00

場所：和歌山県庁北別館 5 階 5-A 会議室

## 平成29年度 第1回和歌山県森林審議会 議事録

日時：平成29年6月14日（水）15：00～16：06

場所：和歌山県庁 北別館5階 5-A会議室

児玉副課長  
（以下「司会」）

### 【開 会】

定刻となりましたので、ただいまから、平成29年度第1回和歌山県森林審議会 森林保全部会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙にも関わらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、林業振興課の児玉でございます。どうぞよろしく申し上げます。

森林保全部会の委員につきましては、昨年7月に開催しました森林審議会におきまして、森林審議会の会長から指名させていただいたところでございます。

それでは、お手元の資料の確認をお願いします。

本日の次第、配席図、委員名簿、森林審議会関係法令等、資料－1としまして「林地開発許可の概要（新規許可分）」

以上となっております。

まず、和歌山県森林審議会 森林保全部会について、簡単にご説明いたします。

お手元に配布しております資料の「森林審議会関係法令等」をご覧ください。

森林法第68条第1項において、都道府県に都道府県森林審議会を置くこととされており、この規定に基づき、森林審議会を設置しております。

また、森林法施行令第7条第1項において、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができるとされており、森林保全部会設置要綱第2条第2項に基づき4つ事項について審議することができるとされています。

具体的には、森林法に基づく事項として、

- ・地域森林計画の変更に関すること。

司 会

・森林の土地の保全に関すること。  
・保安林の指定の解除に関すること。 と  
森林病虫害等防除法に基づく事項として、  
・森林病虫害等防除法の高度公益機能森林等に関すること。  
でございます。

なお、部会の審議結果は、次回の和歌山県森林審議会において報告することとなっております。

それではここで、委員の皆様をご紹介します。

■■■■ 委員でございます。

■■■■ 委員でございます。

■■■■ 委員でございます。

■■■■ 委員でございます。

■■■■ 委員でございます。

なお、■■■■ 委員と ■■■■ 委員におかれましては、本日所用のため御欠席でございます。

それでは、開会にあたりまして、和歌山県 農林水産部 森林・林業局長の しんやがいと 新谷垣内 まこと 真琴からご挨拶申し上げます。

局 長

本日、森林審議会 森林保全部会の開催にあたり、委員の皆様方におかれましては、ご多忙中にも関わらず、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

また、平素から県政の推進、とりわけ林務行政につきまして、格段の御指導と御高配を賜っておりますことを、この場をお借りして、重ねてお礼を申し上げます。

さて、我が国では、昨年新たな「森林・林業基本計画」が閣

議決定されました。今後10年間で林業の素材生産量を1.7倍にしていくという、大きな目標が掲げられております。

また、特に素材生産体制の強化等を踏まえまして森林法等の一部が改正され、その内容につきましてはこの4月から施行されました。

また、先月5月に公表されました平成28年度の森林・林業白書では、その中でも特に第1章に「成長産業化に向けた新たな技術の導入」というタイトルが掲げられ、林業をこれから成長産業としていこうという、大変大きな動きがでてきています。我が国の林業を取り巻く環境というのが、ここにきて大きく変わろうとしている状況であります。

これに対して和歌山県としましては昨年度、この3月に新たな長期総合計画というものを策定しまして、森林・林業の分野につきましても様々な数値目標を立て、産業施策としての林業の成長産業化、あるいは産業施策としての健全な森林の保全活動といったものを、掲げているところであります。

また、国の動きとも連動しまして林業を成長産業の軌道に乗せていくための新たな方針といたしまして、現在和歌山県の森林・林業総合戦略というものを取りまとめているところであります。

特に素材生産量を達成するためのゾーニングによる「選択と集中」、あるいは人材育成、特にこの4月からは上富田町に農林大学校林業研修部をつくりまして、今現在5名の方が、こちらで学ばれています。

こういったところを踏まえましてこの総合戦略の中では、特に生産性の高い林業と木材産業づくり、あるいは多様で健全な森林づくりを進め、特に林業に携わる方々の水平協議、それから垂直協業といったものをしっかりと押し進めながら、森林・林業の課題解決に向けて様々な取り組みを推進してまいりたいと思っておりますので、委員の皆様方におかれましては、今後とも一層の御指導、御協力をお願いいたします。

あさひ

本日は、すさみ町において 旭メガソーラーすさみ発電株式会社が計画している太陽光発電所設備の設置を目的とした事業場の造成に係る林地開発新規許可案件について、ご審議をいた

だくこととしております。

皆様にはぜひとも忌憚のない御意見を頂戴しまして、しっかりと審議を進めてまいりたいと考えておりますので、なにとぞご協力をよろしくお願い申し上げます。

今後とも森林審議会の運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

司 会

続きまして、県職員の出席者を紹介いたします。

林業振興課 課長の <sup>にしやま ひさお</sup> 西山 久雄 です。

森林整備課 課長の <sup>いずみ きよひさ</sup> 泉 清久 です。

森林整備課 治山班長の <sup>もりかわ なおひろ</sup> 森川 直博 です。

それでは、本日のスケジュールを簡単にご説明いたします。

本日ご審議いただきます事項は、

「（１）林地開発の許可に関すること（新規許可）」、  
となっております。

それではこれより、会議の議長につきましては、和歌山県森林審議会森林保全部会運営についての内規第2条に基づき、和歌山県森林審議会運営についての内規第5条を準用して、■■■■部会長にお願い申し上げます。

■■■■部会長、よろしくお願い申し上げます。

■■■■ 部会長  
(以下「議長」)

ただ今、紹介いただきました■■■■でございます。

これより議長を務めさせていただきますので、円滑な議事進行に皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

【議 事】

議 長

それでは、お手元の会議次第に基づきまして、議事を進めたいと存じます。

まず、本日の議事録署名委員につきまして、私の方から指名させていただきます。

議 長

それでは、■■■■委員と■■■■委員をお願いをいたします。

【審 議】

議 長

続きまして、「審議事項（１） 林地開発の許可に関すること（新規許可）」に移ります。当局から説明をお願いします。

森林整備課長

森林整備課長の泉でございます。よろしく申し上げます。

個別の説明の前に、林地開発の許可の現状について説明させていただきます。

林地開発許可制度につきましては、昭和４９年から運用されてございまして、４０年余りが経過してございます。その間、本県では２，４５０ヘクタールで林地開発の許可を得て転用がされています。件数としまして１４１件となっています。その都度、森林審議会の各委員の皆様のご意見を賜りながら、許可をしてきてございます。

林地開発許可申請は、景気を反映してございまして、バブル期にはゴルフ場や宅地造成を始めとする大規模な開発が多くございましたが、最近は若干少なくなってきたでございます。それと、案件についても新規案件は少なくなってきたような状況でございます。

しかしながら、平成２４年７月からスタートしました再生可能エネルギー固定買取価格制度の関係で、風力や太陽光等の発電施設に係る案件が近年増加しているところでございます。

特に太陽光発電施設につきましては、頻繁に事業者から問い合わせがある状況でございます。

近年、局地的な豪雨が頻発し、被害を招いていることから、山地災害の防止など、県といたしましても、林地開発許可制度の事務に当たっては、より一層の適正な実施を心がけているところでございます。

さて、本日、諮問させていただいております新規事案につきましては1件でございます。すさみ町口和深地内におきまして、旭メガソーラーすさみ発電株式会社が、太陽光発電施設の設置を行うという計画になってございますので、なにとぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

具体的な内容につきましては、治山班長の森川からご説明させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

森林整備課  
治山班長

森林整備課治山班長の森川でございます。よろしく申し上げます。

まず最初に、「林地開発許可制度の概要」についてでございます。

林地開発許可制度については、森林法第10条の2第1項で地域森林計画の対象となっている民有林において、1ヘクタールを超える開発行為をしようとする者は、農林水産省令で定める手続きに従い、都道府県知事の許可を受けなければならないとなっております。

また、森林法第10条の2第2項で、林地開発の許可申請があった場合の4つの許可基準が定められておりまして、

具体的には、一つ目の災害の防止対策としまして、開発行為により、周辺地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

二つ目の水害の防止対策としまして、開発行為により、下流域において水害を発生させるおそれがあること。

三つ目の水の確保対策としまして、開発行為により、周辺地域の水質・水量などに影響を与え、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

四つ目の環境の保全対策としまして、開発行為により、周辺地域においての森林環境を著しく悪化させるおそれがあること。

と。

この4つの要件があり、都道府県知事は、この4つの要件にいずれも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。という法律になっております。

それでは、本日の森林審議会に諮問しております、林地開発許可申請の新規事案の概要について、パワーポイントによりご説明させていただきます。

なお、資料につきましては、資料（1）「林地開発許可申請の概要（新規許可分）」をご覧ください。

では、開発事業者、開発行為地、開発目的についてご説明いたします。

当該事案は、旭メガソーラーすさみ発電株式会社が、すさみ町口和深地内において、太陽光発電施設を設置することを目的とした開発案件となっております。

事業計画地は、本県の南部、すさみ町口和深地内に位置し、国道42号線に隣接しています。

次に申請地の概要ですが、当該申請地は、林地開発許可制度が出来る以前の、昭和48年に自然公園法に基づく許可がなされた別荘地造成部分（黄色い部分と道路施設）を含んでおります。

開発はその別荘地造成部分を中心として、周囲の森林を伐採、造成し、太陽光発電施設を設置する計画となっております。

また、図の赤丸箇所ですが、別荘地内には、3つの建物（1別荘、2住居）が存在しますがそれぞれの居住者及び所有者に対して事業者による開発説明がなされ、パネル配置や開発行為に対する同意は得られております。

次に地形に関してですが、この開発地には2つの流域があり、1つは直接海へ、もう1つの流域は国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所所管の水路を経て、和深川へと至ります。詳しくは後ほどご説明させていただきます。

森林の状況について、ご説明いたします。

当該開発区域の森林は、写真のように、ウバメガシやヒメユ



ズリハを中心とする常緑広葉樹林が約16.2ha広がっており、全体の約97%を占めています。また、ごく一部にはヒノキの人工林が見受けられます。

こちらが土地利用計画図になります。

黄色着色部が太陽光パネルの設置箇所となり、全体で約9.2MWの発電規模を有する計画となっております。

また、開発地北部のピンク色で囲った箇所につきましては、切土・盛土の造成工事を行い、吹付緑化を施した上で太陽光パネルを設置することになっております。それ以外の黄色着色部分の道路以外の部分については、造成はせず、伐採のみを行い、その後防草シート、ロックネットといった落石しないような対策を施した上で、太陽光パネルを設置する計画となっております。

なお、赤丸につきましては、左側が今回設置します防災調整池。右側につきましては、既設の沈砂施設となっております。

事業区域の面積内訳についてご説明します。

最下段をご覧ください。事業区域全体の面積は25.5ha、そのうち森林区域が16.7haとなります。

事業地（パネル）と調整池の開発面積が15.4ha、全体事業区域の約60%を占めてございます。そのうち森林区域は約10.2haあります。

また、残置森林につきましては6.2haの配置が計画されており、全体の森林区域である16.7haの37%にあたります。

それでは、許可基準に関する4要件について、ご説明させていただきます。

まず最初に、災害の防止に関する観点で、土砂流出防止対策についてご説明いたします。

図面右側のA流域（赤囲み）につきましては、流域最下流にある既設沈砂池を利用する計画となっております。また、流域上部には造成箇所があることから、フトンカゴの設置や暗渠排

水を設置することで、下流への土砂流出の防止、災害の防止を図る計画となっております。

なお、既設沈砂池の容量等につきましては、基準を満たした計画となっております。

続いてB流域（黄色囲み）ですが、こちらは流域最下流に新たに防災調整池を設置し、その調整池に沈砂池機能を持たせることで、下流への土砂流出の防止、災害の防止を図る計画となっております。

また、法面保護についてですが、盛土する造成箇所については吹付緑化をした上で太陽光パネルを設置し、伐採のみで造成を行わない箇所については、防草シート及びロックネットを施した上で太陽光パネルを設置するなど、土砂流出に配慮した計画となっております。

次に、水害の防止対策について説明いたします。

まず、A流域（赤色部）からの排水については、既設の沈砂池を経て、直接海へと流下する計画となっております。一部、国道42号線を既設暗渠水路により横断することになりますが、通水には十分な断面が確保されています。

次にB流域でございます。B流域の排水につきまして、開発地から国道事務所所管の道路側溝を経て、2級河川の和深川へと流下していく計画となっております。

このような経路の中、水路所管の国道事務所及び河川管理者である県との協議により、和深川合流までの間で、狭窄地点の確認及び防災調整池の検討がなされています。

協議結果としては、図の○印地点（ピンク着色）が、開発により最も影響を受ける地点、狭窄点であることが確認されており、豪雨時には、その狭窄点を安全に流下させることができるよう、防災調整池により許容放流量まで調整し、放流する計画となっております。

ここが、今回の開発行為で一番影響を受ける地点の状況です。幅1.2m×高さ0.8mの水路が設置されています。

こちらが、今回設置される防災調整池（コンクリート擁壁）

の断面です。

豪雨時には、この防災調整池に一時的に水を貯留し、下流の狭窄部を安全に流下させることができるよう、事業地からの開発後の流量を、許容放流量まで調整し、放流する構造となっており、基準を満たした計画となっています。

調整池の延長は約50mで、高さは約10mとなっています。

オリフィスからの排水は、既設ヒューム管により国道42号線を横断し、道路沿いの水路を流下していきます。

続きまして、水の確保に対する計画についてご説明します。

A流域、B流域ともに、当事業計画地の森林に依存する、かんがい用水、飲用水等の水の需要はありません。

なお、事業地内にある別荘3戸の水供給につきましては、和深川から事業地内にある水道施設に直接ポンプアップがなされており、そこから水供給されていますので、今回の開発による影響はありません。

また、下流に流下させるにあたり、和歌山南漁協、海老網組合、船主会、すさみ総代会、口和深区長の同意を得ています。

最後に、環境の保全に対する計画についてご説明いたします。

周辺森林への影響を考え、開発区域の周囲部に残置森林が配置され、森林率も基準値である25%以上の37.5%が確保されています。

(参考：工場、事業場の設置・・・森林率はおおむね25%以上とする。)

以上のとおり、「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」の4つの許可の要件で審査を行った結果、当該開発計画は適正で、関係市町村長であるすさみ町長の意見もないこ

とから、許可相当と判断しています。

以上で、本日の森林審議会に諮問しています林地開発許可の新規事案に係るご説明を終了させていただきます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

【質 疑】

議 長      まずは、欠席されている2名の委員から意見書をいただいています。私のほうから代読させていただきます。

議 長      ■■■委員から読み上げさせていただきます。  
(意見書を代読)

議 長      様々な多面的機能を有する森林の単機能化により、水源涵養や土砂流出防止、環境緩和(気温上昇の防止)等の機能が失われるため、海に近く、近隣に住宅地(別荘地)等も存在する本事業地では特に十分な配慮が必要であると考えられる。

本開発事業では調整池の新設が予定されているが、開発森林全体の集水域をカバーするものではなく、豪雨時には沿岸部への土砂の流出も懸念される。近年増加している集中豪雨時の水量などを合わせて、十分な検討をお願いしたい。

なお、資料中、土地利用計画平面図によると、事業地の南東部は「森林区域以外」となっているが、全景写真では森林として撮影されている。これら開発状況について理解できなかった。

議 長      事務局長の方から、なお書きの部分「理解できなかった」となっているんですが、これは説明ございますでしょうか。

森林整備課  
治山班長      はい。まず、なお書きの部分からでよろしいでしょうか。  
■■■委員の方から森林区域以外となっているということについて、先ほど説明させていただきましたが、開発申請箇所概要の右側にあった部分は林地開発の許可の制度ができる前、昭和48年に別荘地として開発されたということとございまして、地域森林計画の対象民有林から外れているということとご

議 長

ございます。当初のお渡しした資料には「森林外」としか書いてなかったのご説明不足、資料不足でございました。

開発区域からは外されていますが、流量計算や防災計画については全体の計画面積でもって計算してございます。

では、次に■■■■委員から意見書をいただいています。読み上げさせていただきます。

まず、意見として総論であります。

H26年に閣議決定された「エネルギー基本計画」においても示されている通り、再生可能エネルギー導入の積極的な推進は重要な政策課題である。なかでも太陽光発電事業は、発電時に二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーとして注目され、FIT制度の導入以来、全国的に開発が進んでいる。近年ではメガソーラーといわれる大規模な施設も増加してきた。しかし、太陽光発電施設は面的な構造物であり、土地を大面積にわたって被覆するものであることから、景観上や生物多様性の保全上の悪影響が懸念される計画もみられるようになってきた。加えて樹林地においては、伐開面積が大きくなると、森林の災害防止機能や炭素固定機能等の多面的機能の低下にもつながりうることから、特に慎重な対応が必要となる。以上のような観点から、本申請案件に対する意見は次の通りである。

#### ① 災害・水害の防止について

事前の資料だけでは判断出来ないが、事業地にはかなり急傾斜の部分も認められる（特に西側）。国道も近いため、災害の防止に十分な対策が取られているか、検討されたい。

#### ② 環境の保全および景観の保全について

本申請箇所は、吉野熊野国立公園の海域公園地区に近接し、南紀熊野ジオパークのジオサイトも点在する地域にある。こうした点から、環境の保全には特に配慮する必要がある地域に準ずる地域として、環境影響評価の必要性が別途検討されるべき（いわゆる第二種事業の扱い）と思われるが、本県の条例では、残念ながら本申請箇所はその対象とならない（太陽光発電施設は発電所として位置づけられておらず、同じく面開発事業である工業団地等は75ha以上が対象事業となる）。本申請案件によ

る環境への影響をどう判断しうるのか、事前の資料だけでは判断できない。

次に景観保全の観点からみると、本申請箇所は、県の定める「特定景観形成地域」のひとつである「熊野参詣道（大辺路）」のなかに含まれ、景観法に基づく届出対象事業（築造面積1,000m<sup>2</sup>超）となっていると思われる。従って、景観への配慮に関しては県土整備部の担当部署で議論されることになると思われるが、先に述べた通り、本申請箇所が吉野熊野国立公園の一部であり、ジオサイトなども点在する地域であることから、景観にも十分配慮されるべきである。地図などから判断する限りでは、大辺路とは双子山を隔てていること、国道側の残置森林帯の存在、そして海側からは和深崎に遮られるような位置関係によって、陸域の観光エリアや海側からの眺望にはあまり影響がないように思われる。

### ③ 今後に向けた対策

再生可能エネルギーの導入促進は重要な課題であるが、相当規模の面積を要するメガソーラー施設の森林への設置は、森林の持つ多面的機能とトレードオフの関係にある。また生物多様性への影響という観点からの知見も少ない。本来、開発に際して森林の優先順位は低くあるべき（開発跡地等が優先されるべき）のではないか。こうした点から、環境影響評価条例による規制など、より慎重な対応が必要だと考える。例えば、長野県では、H27年の環境影響評価条例の改正により、太陽光発電所を対象事業に規定し、敷地面積50ha以上を第1種事業、森林の区域等における敷地面積が20ha以上を第2種事業と位置づけている（20ha=特別高圧連系が必要となる大規模な事業（2MW以上）の事業の平均的な面積）。このような対応が本県においても必要となっているのではないか。

#### 【参考資料】

- ・環境省自然環境局「国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」平成27年2月
- ・環境省「太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取組事例集」平成28年4月
- ・和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課「太陽光発電施設

の設置に関する景観ガイドライン」平成 29 年 4 月

議 長

委員からの意見について. . .

森林整備課  
治山班長

今のご意見は3つあったと思うんですが、まず一つ目、  
災害・水害の防止ということで急傾斜地にもなっていて、国道も近いので災害の防止に関する対策を取られているかというお話でございます。

先ほども若干ご説明させていただきましたけども、開発地の土砂流出であったり、法面の安定を目的としまして、伐採後の斜面を防草シートやロックネットを用いる計画をしております。その上にパネルを乗せますので、災害対策はなされていると判断しています。

それから、国道から事業地までの間でございますけども、開発の排水は直接国道へ流出することのないように計画されています。

それから、二つ目のご質問にありました、環境保全や景観の観点からというお話でございますけども、当該申請地は直接自然公園地域に該当いたしません。国道42号線を隔てた海岸部については、吉野熊野国定公園に指定されて、景観上重要なエリアとなっております。

林地開発におきましては環境の保全ということで、許可する案件の基準になってございますけども、基準に沿った残地森林を設けられているかということ審査いたします。

当該計画地においては周辺部および国道に適切に残地森林が配置されておりますので、周辺環境への影響を考慮した計画となっております。

景観法の関係で言いますと、事業者から串本建設部の方に景観法に関する届出が出されており、適合であるとの通知をいただいております。

それから、三つ目の環境アセスの話でございますが、アセスの実施基準を50ha以上であったり20ha以上という長野県の例を参考にしてみても、というお話でございましたけれども、これについては、国の環境影響評価法において現在太陽光発電は100ha以上で環境アセスを義務付けられておりま

す。75～100haについては事業者が、個別に判断するというになっておりますが、それに対して和歌山県は和歌山県環境影響評価条例というものを制定しまして、国の法律よりもさらに厳しい75ha以上で環境アセスを義務付けているところでございます。これは、環境部局の範疇でございます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

後先になりましたけれども、なお書きの部分について説明していただきましたが、前文は特に検討をお願いしたいということですので、これについてはなにか。

森林整備課  
治山班長

集水区域について全体カバーしてないんじゃないかというお話でございます。

さきほどもご説明させていただきましたが、二つ流域がございまして、ひとつは既設の沈砂池へ、もうひとつは防災調整池を新たに作って流すということになってございますので、その点については問題ないと判断してございます。

なお、最近のゲリラ豪雨云々の話がありましたけれども、降雨については、平成23年の大きな紀伊半島大水害があった時の雨量を参考にして平成26年に河川課で雨量強度の変更を行っております、それを活用しています。

議長

ありがとうございました。

御欠席の二人の委員からの意見について、合理的な説明がなされているということで、ご理解いただきたいと思えます。

それでは御出席の委員からもご意見を聞かせていただきたいと思えます。

委員

ただいまの最後の説明では、降水量については23年の災害を参考にしているということですが、森林に降って出る雨と、開発地に降って出る雨との違いは考慮されているのか。

森林整備課  
治山班長

流量計算では降った雨が、森林に落ちた場合と今回のように伐採した後に流れてくる場合とで、流出係数というものがあり、計算上考慮してございます。



委員

そうなる、調整池の能力としてはどのくらいまでなのか。満杯までだとどのくらいか。

森林整備課  
森口主任

よろしいでしょうか、森林整備課治山班の森口と申します。今のご質問に対してお答えさせていただきます。

調整池の容量につきましては、23年災害の雨量強度を元にした30年確立の雨が想定されています。ということをもとに前提に設計しております。その強い雨が24時間降り続いても下流に対して影響が出ないように蓄える量が調整池で担保されている計画になっています。30年に1度の大雨が24時間連続して降った場合でも大丈夫な容量計算となっております。

それで安全な量だけ流し続けるという計画になってございます。

委員

林地に接するメガソーラーの事業について環境への影響、景観への影響、生物多様性への影響が森林に対してあるんじゃないかというご意見がありましたけれども、例えばメガソーラーの事業で、林地開発の許可要件をクリアさえしていれば年間に何件でも採択されるということはあるのでしょうか。

例えば和歌山県で上限とかあるのでしょうか。

森林整備課  
治山班長

特に上限はございません。

事業者側からメガソーラーの計画をしたい、それに伴って林地を開発しなければならないという場合には、林地開発許可制度をもって知事が許可する、ということになります。

今年はいくつまでという制限はありません。

委員

開発面積の上限もなしですか。

森林整備課  
治山班長

ございません。

委員

人工林がほとんどなくてウバメガシ林みたいだという話なんですけれども、備長炭の原木であるウバメガシ林の利用をしている方はいなかったのか。

森林整備課  
治山班長

森林の所有者は炭を焼いているような所有者ではございませんので、特に利用はないようでございます。

土地をすべて事業者が買い上げて開発するというようなパターンが多いですが、今回の場合は違う事業者の方が持っておられる土地です。

委員

特に今回は問題ないということですか。

森林整備課  
治山班長

はい。

委員

フェニックス褶曲というのがありまして、あそこの降り口ではないのですか。

森林整備課  
治山班長

そうです。

図面の下を降りていきますとフェニックス褶曲がございます。

委員

そうすると、あそこは社会的にも有名なところではあるけれども、開発の関係でその降り口を整備しなすことはないのでですね。

森林整備課  
治山班長

ジオパークの関係で特段こちら側が降りるような道を作れというようなことはないです。

そこからは現場は見えません。

森林整備課  
森口主任

私どももフェニックス褶曲が開発地の近くにあるということがわかりましたので、現地のほうへ確認に行っていました。道を降りて、フェニックス褶曲のあたりから事業地の方を眺望した時に、当該開発行為がフェニックス褶曲を見に来られた方の景観の妨げにならないか確認してまいりました。それにつきましては、一切開発地は見えませんでしたので、問題ないと考えてございます。

委員

降り口から向かいを見たときに目に入る。

それはあまり良い印象を持たないと思う。

森林整備課  
治山班長

それは仕方がないです。

森林整備課  
森口主任

国道42号線からアクセスをされるかと思いますが、国道42号線から事業地を見上げた場合に、少しばかり事業地が見えるといった状況でした。

大々的に見えるということはありませんでした。

委員

例えば残置森林の設け方に

森林整備課  
治山班長

森林区域の必要なところは残地森林を設けています。こちらの48年に開発されたところについては森林区域外となっていますので、そこまでの指導はできないと思っています。

委員

事業者配慮を求めるということは。

森林整備課  
治山班長

そこまでは指導できないと思います。  
林地開発行為地ではないということです。

森林整備課  
泉課長

ここから道が入っているのということですが、ここが残置森林、こちら側も残置森林ということで、もうめいいっぱい残置森林を国道に沿って配置していただいています。

降り口のところでは見えるということはあると思いますが、周辺に残置森林ということで、十分に配置していただいています。

どうしても道のところは多少見えてしまいます。

その反対側がフェニックス褶曲へ降りていくところであり  
ます。

委員

申請とは直接関係ないんですが、この資料をいただいたときに、右側に残置森林が残っていないということと、中に道が配置されているのと、なんなんだろうと疑問に思っていました。

ここに来させてもらって、別荘地であったということがわかって解決したんですけど、申請するときには関係ないにしてもちょっと元は何かということがわかれば、私たちも考え方が違ってくるのかなと思います。

森林整備課

説明不足で申し訳ございません。

森口主任

資料を改善していきたいと思います。

委員

委員が指摘していましたが、観光地で急峻な場所であるところで、慎重に協議したほうが良いんじゃないかなというご意見だったと思うんですね。

私もたくさんのジオスポットを見て、逆に言えば地殻変動が一番激しい場所です。紀伊半島のなかでも。そこでこういうことをやるっていうのは、単純に基準を満たしているというだけでなく安全率、かなり余裕をもった基準で、こないだの雨で大丈夫だったというレベルじゃなく、それ以上も起きないとはかぎらない。起きることも十分ありえる。そういうときに国道をまたぐような非常に近いところに施設を設けていくとか、そういうことを考えると単純に要件を満たしているっていうのは心配がある。この計画に対して。

ひとつお聞きしたいのはほかの地域はどうだとか、事後どうなったかとか調査したところがあるのか。なにも問題はでないのかということ。

単純な基準しかないんでしょうか。

森林整備課  
森川班長

いわゆる林地開発には、太陽光発電であったり宅地造成地であったり、産業廃棄物であったり、農地造成であったりというものに開発されます。基本的には開発が終了すれば完了確認をします。造成が終わったときに完了確認をすれば、林地開発の制度からは解かれることになります。太陽光発電は特に、始まったばかりということもありますが、その後どういうことになっているかっていうのは今は結論は出ていません。

ただ、宅地造成地とかそういうものについては、上部に宅地が建っており現状を見るのは可能でありますけど。特に調べたりはしていません。

委員

たとえばそれを継続的に調査するということはないということですか。

森林整備課  
森川班長

そうです。

議長

確かに比較的新しい事業ではありますが、特に今までに何か

問題があつたりとかあるんでしょうか。

森林整備課  
森川班長

林地開発では、色々な事業者がおりまして、途中で経済状況等によりストップしてあつたり、また始まつたりといったことは繰り返し行われているところではありますけども、我々一旦許可を出した方としましては、その事業が完了するまで注視しており、見回りを行つたりしています。

森林整備課  
森口主任

もともと開発行為といいますのが、その土地の所有権をお持ちの方であつたりだとか、財産をお持ちの方が自由な経済活動の下で開発をされる行為なのです。ただ、だれもが色んな所で自由な経済活動といって森林を開発してしまうと、当然公益的機能に被害が出るだろうし、そういう無秩序な開発を防ぐために林地開発許可という制度がございます。そういう背景がございますので、林地開発許可というのは4つの基準をクリアした場合には許可しなくてはならないという、そういった許可制度になっています。

森林整備課  
泉班長

最終審査を行い確認して、その後に大きな災害がおきたということはありません。しかしながら、途中でさわらずにというところもあります。そして、その権利を持たれている事業者に対しては、最低でも年に一度聞き取り調査、指導を継続している状況であります。

森林整備課  
森口主任

調整池の能力について補足させていただきます。  
さきほど、雨量強度という表現が出たかと思いますが、この申請地域では潮岬に該当しますので、その30年確率で1時間に178mmの雨の強さが24時間続きます、という想定のもとに検討されています。調整池の24時間で貯める量としましては、2400m<sup>3</sup>貯めることが可能となっています。当然雨が降り続くんですけども、降り水から許容放流量分は出ていくこととなりますので、イコールにはなりません。ただ、雨量強度が24時間降り続いて合計2400m<sup>3</sup>貯めることができます。そこまでの担保をとっているということになります。

委員

ぎりぎりの基準ではなく、ちょっと上の余裕を持った設計になっているということです。

森林・林業  
局長

23年の時で連続雨量が1200～1300mmです。  
エリアによって違いますが、最大で連続雨量が1200mm  
くらいになったと思います。今の連続雨量の考え方は少し違  
いますが、その地方で23年に降った量は大体それくらいの雨量  
であります。

委員

太陽光パネルの劣化

森林整備課  
森川班長

太陽光パネルの劣化が進んで、どういう風になっていくか  
という事は、林地開発許可制度の中には設けられていません。

委員

例えば、劣化したので、やめるとなった場合、そういう支援  
もないのか。

森林整備課  
森川班長

今のところはありません。  
今年の4月から経産省のガイドラインができて、撤去費用等  
は含めて計算しなさいと、経産省は事業者に指導しています。  
ですが、今回の分については、それ以前に経産省の許可を得て  
いますので、そこまでの縛りはないことになります。

おっしゃるとおり、当然パネルが最後どうなっていくかは事  
業者が必ず責任を持ってやっていかなければいけないことだ  
と思っています。

森林整備課  
泉課長

そういったような懸念があるといったことが、太陽光発電施  
設にはあります。20年を過ぎたとたんにならなくなるかというよ  
うな懸念があります。経産省のほうでも太陽光発電の設置に対  
して今後電源の接続許可をもらう案件については、4月以降の  
計画については、その計画時点から設置工事、20年後の計画、  
撤去をするのかどうするのか含めた全体計画、資金計画を加味  
して計画をするようにと、経産省の指導ガイドラインというも  
のが出されています。今後それが適用されるものについては、  
そういったところもどうなっているか聞けるかと思います。こ  
れはそれ以前に許可を得ていたものです。今から経産省の制度  
許可を得るとなれば、そちらの方が適用されます。

議 長

ほかにございますか。

議 長

まさに4つの要件について完璧に問題ないということで理解しています。一つ確認したいのが、周囲の地権者あるいは地域住民からの反対の声というのがありますか。もしくは、すでに解決していますか。

森林整備課  
森川班長

同意についてはいただいています。

議 長

それでは意見が出尽くしたようですので、適当ということで判断いたしますが、方法としては、付帯意見を付した答申ということもあり得ますが、何かご希望等ありますか。

異議なしということですので、事務局において手続きをお願いします。

それでは、本日の審議結果は、森林法第68条第2項の規定に基づき、和歌山県知事に答申します。また、森林保全部会の運営内規第1条第2項に基づき、次回の森林審議会において報告させていただきます。

知事への答申に関しましては、私に御一任いただけたらと思いますが、よろしいでしょうか？

各 委 員

(異議なし)

議 長

その他、森林・林業行政に関することで、ご意見、ご質問等はありませんか。

無いようでしたら、会議はこれで終了したいと思います。

委員の皆様には、長時間にわたりご審議をいただきありがとうございました。また、会議の進行にご協力をいただきましたことをお礼申し上げます。

これで、議長の職を終了させていただきます。

司 会

■■■■部会長、どうもありがとうございました。

本日の審議会の議事の内容につきましては、事務局にて議事

録に取りまとめ、冒頭、部会長から議事録署名人としてご指名  
いただきました、■■■■ 委員と ■■■■ 委員に後日署名・捺印をお  
願いしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

【閉 会】

司 会

以上をもちまして、本日の森林審議会 森林保全部会は終了さ  
せていただきます。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただ  
き、ありがとうございました。

気を付けてお帰りください。

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)